

平成 28 年 7 月 12 日

=会長談話=

大阪市総務局長「行政手続きにおける行政書士などの適正な代理人による書類作成及び行政手続法等の適正な運用の確保について（通知）」について

大阪府行政書士会  
会長 高尾 明仁

このたび、大阪市総務局長から「行政手続きにおける行政書士などの適正な代理人による書類作成及び行政手続法等の適正な運用の確保について（通知）」（総務行第 12 号・平成 28 年 5 月 31 日）が各所属長宛に発信されました。

具体的な通知事項は

- 行政手続における代理人による書類作成に関する事項
  - 行政手続法及び大阪市行政手続条例に関する事項
- の 2 点です。

これは、先日の大阪府総務部長通知（「非行政書士による違法行為の排除について（通知）」市第 4009 号・平成 28 年 1 月 18 日）に引き続き、大阪市においても『会員の意識の昂揚』『職域の確保・拡大』を具体的に実現すべく、平成 28 年 3 月 31 日に当会から要望をあげたことに対する成果であり、ここに至るまで各種各方面に働きかけていただいた本会担当役員・職員をはじめ、大阪行政書士政治連盟による不断の活動を重ねたバックアップ、さらに自民大阪市会行政書士制度推進議員連盟、大阪市長はじめ大阪市総務局長の深いご理解とご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

行政書士大阪 3 月号でお知らせしました大阪府総務部長通知文と同様に、許認可等の申請様式が取得できる大阪市ホームページ等への注意喚起文は非行政書士による違法行為の未然防止の一助となるものです。

また、書類作成に係る代理人行政書士の申請書類への記名押印は書類作成者を明確化することで、違法行為排除を徹底するものです。

これにより本人以外で行政書士でない者が作成した書類を窓口に提出することを抑止し、非行政書士による書類作成、代行の横行を防ぐことに繋がります。

私たち行政書士もその職業意識を高め、責任を明確化するとともに、法令遵守を徹底しなければなりません。

今後は、別紙通知を受けて大阪市の各部署の窓口において、申請（届出）時に、その書類作成に係る行政書士の記名押印についての確認が徹底されることになります。

作成した申請書等に記名・押印箇所がある場合は指定箇所に、記名・押印箇所がない場合は、申請書等の枠外・欄外の適切な余白部分に記名のうえ職印を押印してください。
--

会員の皆様におかれましては本通知の趣旨をご理解の上、行政書士法施行規則の遵守をお願いいたします。

最後になりましたが、大阪市総務局長通知発信という成果は会員の皆様のご理解とご協力、多大なるご支援のもとに成し得たものであります。関係の皆様にはあらためて深謝申し上げますとともに、今後とも府民・市民の皆様の負託に応えるべく活動を推進してまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上